

会議 議事録

1	会 議 の 名 称	第2回 第3期栗東市障がい者基本計画・ 第6期栗東市障がい福祉計画策定委員会		
2	会議の開催日時	令和2年 10 月5日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分		
3	会議の開催場所	栗東市役所 2 階 第 1、2 会議室		
4	事務局(担当課)	障がい福祉課	傍聴者数	なし
5	出 席 委 員	樽井委員、中尾委員、平田委員、岡本委員、田中委員、野田委員、滝口委員、 井波委員、河村委員、黒木委員、相馬委員、川寄委員、鈴木委員、大屋委員、 林委員、本山委員、小川委員 (以上 17 名)		
6	会 議 の 内 容	1. 市民憲章唱和 2. あいさつ 3. 自己紹介 4. 議事 (1) アンケート、ヒアリング結果報告 (2) 第3期栗東市障がい者基本計画 骨子案について (3) 「栗東市手話言語条例」および「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について 令和2年度の取り組み内容と今後の方向性について 5. その他 今後のスケジュールについて		
7	配 布 資 料	●資料1 栗東市障がい福祉についてのアンケート調査 結果報告書 ●資料2 栗東市団体ヒアリングとりまとめ ー事業所連絡会ー 栗東市団体ヒアリングとりまとめ ー相談支援部会ー ●資料3 栗東市団体ヒアリングとりまとめ ー障がい者団体ー 栗東市内事業所アンケートとりまとめ 特別支援学校アンケートとりまとめ ●資料4 障がい者基本計画・障がい福祉計画の概要(※第1回資料と同じもの) ●資料5 栗東市障がい者基本計画(骨子案) ●資料6 「栗東市手話言語条例」及び「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」概要(※第1回資料と同じもの) 条例に基づく取り組み実績と予定について、課題整理表		
8	審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

事務局：

開会のあいさつ。

～市民憲章唱和～

～部長・委員長あいさつ～

～自己紹介～

～委員等の紹介～

～事務局の紹介～

～資料確認～

それでは、栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱第5条により、これより委員長の進行により議事を進めていただきます。

委員長：

それでは次第に従い、進めていきたいと思う。議題に入る前に、会議の公開について事務局より説明をお願いします。

～会議公開について事務局より説明～

委員長：

今、説明があった通り、今日は傍聴希望がありませんでしたが、あった場合は公開することとしますが、よろしいでしょうか。

(なし)

お認めいただいたとします。ありがとうございます。

では、議事に入ります。(1) アンケート、ヒアリング結果について事務局より説明。

1. アンケート、ヒアリング結果報告

～資料1から資料2までを、まとめて事務局より説明～

事務局：

資料3の説明に入る前に、今日の委員会開催にあたり、意思疎通者として手話通訳者2名、要約筆記者3名、盲ろう通訳・介助者2名に来ていただいています。よろしくお願いします。紹介が遅れて申し訳ありません。

～資料3について事務局より説明～

委員長：

ありがとうございました。

事務局からのアンケート、ヒアリング結果の報告を受けて、ご質問のある方は挙手をお願いします。

結果の報告を受けて、次の議題の基本計画骨子案の時でも質問はかまわないので、次の議題に進んでよろしいでしょうか。

では、（２）第３期栗東市障がい者基本計画（骨子案）について、事務局より説明をお願いします。

２．第３期栗東市障がい者基本計画 骨子案について

～資料４・５について事務局より説明～

委員長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問がある方は挙手をお願いします。

この計画の全体像を今、説明いただいたこととなります。

それぞれの根拠法、法律に基づいて策定される計画です。障がい者基本計画と障がい福祉計画の、大きく二つの根拠法となる計画を、一定的に策定していきます。今、説明いただいた資料４と資料５を見ると、これから私たちが検討していく計画の全体像、質のようなものが見えてきます。先ほどの調査結果を踏まえて、現在、骨子、骨組みの状態をここから肉付けしていきます。そして、次回素案を出していただくので、ニーズ調査の結果と国等が示す骨組みを融合させて、具体的な計画を進めていきます。今日の時点では、こういう流れについて理解していただけたらと思います。ご質問等よろしいでしょうか。

委員：

整合性の件でお伺いしたいと思います。国の新しい施策として、障がい者による文化活動の推進、障がい福祉人材の確保に関することが書かれている。骨子の中にその文言が入っていないのは、今後、具体的内容に含まれていくという理解でいいのでしょうか。

もう一点。国の基本指針があるが、最終的に県の計画と整合を取っていただくのでしょうか。県の計画の中に施策の取り組みがあるとするならば、それを市の計画にどのように取り組んでいくのでしょうか。時期的なことも含めて、質問させていただきました。

委員長：

ありがとうございました。では、事務局の回答をお願いします。

事務局：

まず、基本指針見直しの大きなポイントで「新規」が挙がっていますが、実際に障がい者の社会参加を支える取り組み、新規の部分については、骨子案の4、（3）社会参加の促進の中で肉付けをしていくということになります。障がい福祉の人材確保についても、骨子案のどこかの中で肉付けをしていくことを考えています。

事務局：

滋賀県の障害者プランについても、同じく令和3年度から令和8年度の6年間の計画になります。現在の進捗状況をみて、基本的な方向性や障がい福祉計画にかかる成果目標・数値についても、県から目標設定シートで指示されており、それに沿った指標、目標の設定になっていくかと思います。

委員：

しっかり整合性をとって、確保、策定をしてほしいと思います。

委員長：

ありがとうございました。ほかにご質問等は。

ないようでしたら、次の議題に移ります。

それでは次に（3）「栗東市手話言語条例」および「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について、事務局より説明をお願いします。

3. 「栗東市手話言語条例」および「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について 令和2年度の取り組み内容と今後の方向性について

～資料6について事務局より説明～

～他市事例についてジャパン総研より説明～

委員長：

ありがとうございました。事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員：

目が見えないため、手話は見えません。市が条例を作るからには、手話をどういう形で普及させていくのか。小・中学校では、手話は当たり前になっているのか。社会人に手話を取得してもらうのはなかなか大変だと思います。手話を日常で使える環境になるのに、何年先を見ているのか知りたいのですが。

委員長：

事務局より説明をお願いします。

事務局：

条例を施行して手話を普及していこうということですが、今、どう普及させるのかは即答はできませんので、申し訳ありませんが、これからの施策を考えていく中で、皆さんと一緒に考えていければと思っています。実際の手話の取り組みとしては、平成16年から毎年手話講座を開催していますが、今年はコロナ禍のため講座を開催できませんでした。何年先かと言われますと、現在栗東市で手話通訳者を派遣する制度ができていない状況です。

今日、手話通訳者の方に来ていただいておりますが、実際にご自身が手話を学んでから通訳者になるまで、どのくらいかかったのか教えていただけないでしょうか。

手話通訳 1：

私が手話の勉強を始めてから手話通訳者の試験に合格するまで、大体5年ぐらいかかりました。その後も手話の勉強は続けています。現在、始めてから10年ぐらい経ちます。

手話通訳 2：

私も多分、5年くらいはかかったかと思います。多分、手話言語条例は、手話通訳ができるということよりも、手話で話せるということを行っているのではないかと思います。自分の考えを手話という言語に乗せて話すので、割合話しやすいですが、手話通訳は他人の話していることを他の言語で話すので、また別の技術は必要になります。全員が通訳者になれるわけではないので、手話で簡単な話ができたり、身振りも含めて話せるということを、言われておられるのではと思いました。

事務局：

ありがとうございます。

平成 16 年から手話講座を行っていますが、難しいということで、途中で断念される方が多いと経験上感じています。

何回も講座に参加される方もいますし、まずは簡単なあいさつから手話で話しましょうということを取り組んでいきたいと考えています。

目が見えない、手話がわからないという場合は、その他のコミュニケーション手段で取り組んでいく、そういった狙いで条例を制定した次第であります。

委員：

小・中学校はどうでしょうか。

事務局：

学校については、学習指導要領に基づいて国が決めていますので、現在、手話学習は授業ではしておりませんが、ある学年で総合学習の中で手話の体験や、手話に限らず障がいの方とのふれあいなどといった取り組みをされています。

委員：

手話でなくても、口の動きでわかるということもあるが、今はマスクをしています。

事務局：

今日は（口元が見えるように）フェイスシールドをするなどの対応をさせていただきます。

委員：

ありがとうございました。

委員長：

ありがとうございました。他にご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員：

先ほどおっしゃられた、なぜ手話言語条例を作ったのかという理由ですが、手話という言語はもともと、明治時代に始まったと言われています。聞こえない人たちのために、手指を動かす他にも表情を使います。昭和の初めに何かのきっかけで手話を排除された歴史があり、長い期間、手話が認められない時代がありました。そういう状態のあと、ようやく、少しずつ聞こえない人たちのために、仲間が頑張って「手話は言語である」という運動の中で、たくさんの

人に広めてきました。

最近各地で手話言語条例ができていますが、私自身手話に出会ったのは社会人になってから（20歳ごろ）です。それまでも、耳は聞こえませんでした、手話を教えてもらう機会がなかったので知りませんでした。私は生まれた時から聞こえません。どうやって言葉を覚えたかという、非常に大変でした。普通は、大体7歳ぐらいまでに周りの人たちの声掛けの中で言葉を覚えていきます。私は聞こえないので、そういう機会は全くなく、言葉を覚えたのは非常に遅い時期からです。今、手話というのは本当に大切な言語であると思っています。生まれた時から手話という環境があれば、もっといろんな言葉を覚えられ、学ぶことができたと思っています。そういうことも含めて、手話は言語であるということ、これからもっとたくさんの皆さんに知ってほしいと思っています。手話は難しい、わからないから話せないということだけでなく、聞こえない人たちが言葉を覚えるのに、どういう苦労があったのか、覚えるきっかけのない、話をする時に口を見ればわかると思うかもしれないが、言葉そのものを覚えていなければわかりません。

そういった大変な時期を過ごしてきて、やはり教育というのはとても大事だと思いますし、これから生まれてくる耳の聞こえない子たちにも、手話という言語があるという環境を作ってあげた方が、豊かな人生が送れるのではないかと思います。

委員長：

ありがとうございます。貴重なご意見として承りました。事務局から意見に対して何かありましたら。

事務局：

ありがとうございました。

昨年度、一年間かけて二つの条例を皆さんにご検討いただき、おかげで10月1日に施行することができたので、これをきっかけとして、皆さんが、障がいのある方とさまざまなコミュニケーション方法でやっていけたらと改めて思いました。ありがとうございました。

委員長：

それでは他にご意見、ご質問等がありますか。

それでは次に5. その他について事務局より説明をお願いします。

5. その他について

～今後のスケジュールについて事務局から説明～

委員長：

ありがとうございました。

それでは、以上で第2回計画策定委員会の議事を終了します。

では、進行をお返しします。

～事務局から閉会のあいさつ～